

医推第679号
令和2年8月31日

岡山県医師会長 }
岡山県病院協会会長 } 殿

岡山県保健福祉部医療推進課長
(公 印 省 略)

「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う医師法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」の一部改正について

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号。以下「改正法」という。）により、医師法（昭和23年法律第201号）の一部が改正されたことに伴い、「医師法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第124号）」が公布され、改正省令の趣旨及び内容について、「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う医師法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成30年10月15日付け医政発1015第7号各都道府県知事・保健所設置市長・特別区長あて厚生労働省医政局長通知。以下「施行通知」という。）において示されたところです。

また、改正法の一部の規定の施行に際し、「医師法施行規則及び医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令」（平成31年厚生労働省令第36号。以下「改正省令」という。）が令和2年4月1日に施行され、医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）の一部が改正されました。

当該改正省令の施行に伴い、厚生労働省医政局長から別紙のとおり施行通知の一部を改正した旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会会員への周知をよろしくお願いいたします。

なお、本通知は、次のホームページに掲載しています。

記

1 ホームページ

「岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ」

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>